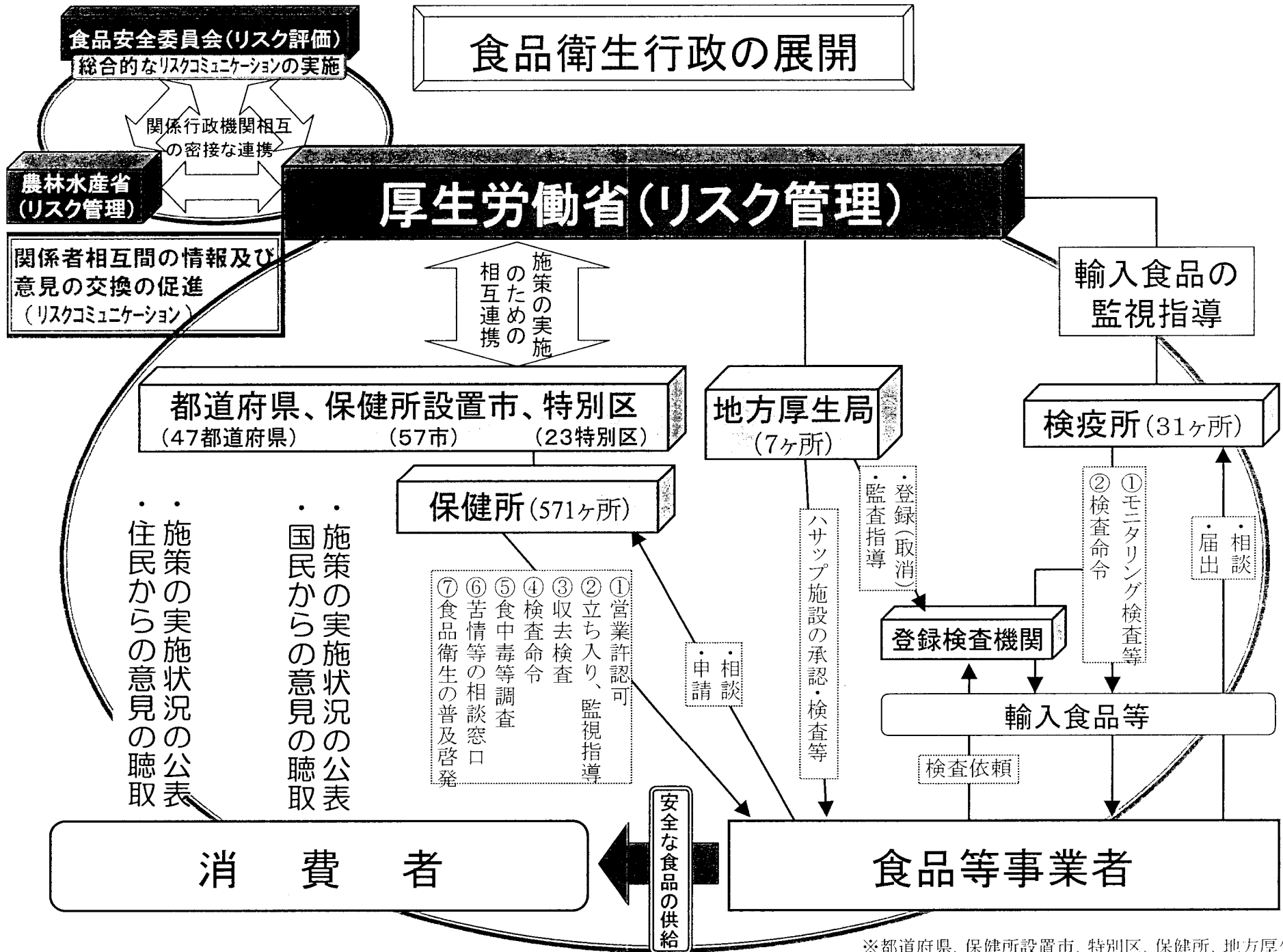


# 食品衛生行政の展開



※都道府県、保健所設置市、特別区、保健所、地方厚生局、  
検疫所の数は平成16年4月1日時点

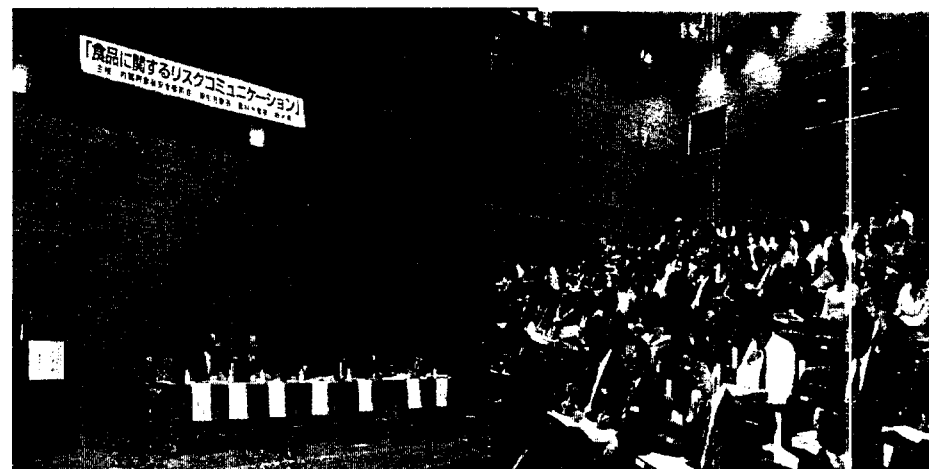
# 食品の安全に関するリスクコミュニケーション

## リスク分析手法の導入

- リスク分析とは、消費者の健康の保護を目的として、国民やある集団が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎリスクを最小限にするためのプロセス
- リスクとは、食品中に危害(有害化学物質、微生物等)が存在する結果として生じる健康への悪影響の確率とその程度の関数
- リスクコミュニケーションとは、リスク分析の全過程を通じたリスクの評価者、リスクの管理者、消費者、事業者、学界その他関心を有する者間のリスクとリスクに関する要因、リスクの捉え方についての情報、意見の双方向の交換。リスク評価結果やリスク管理措置の基本的な説明を含む。

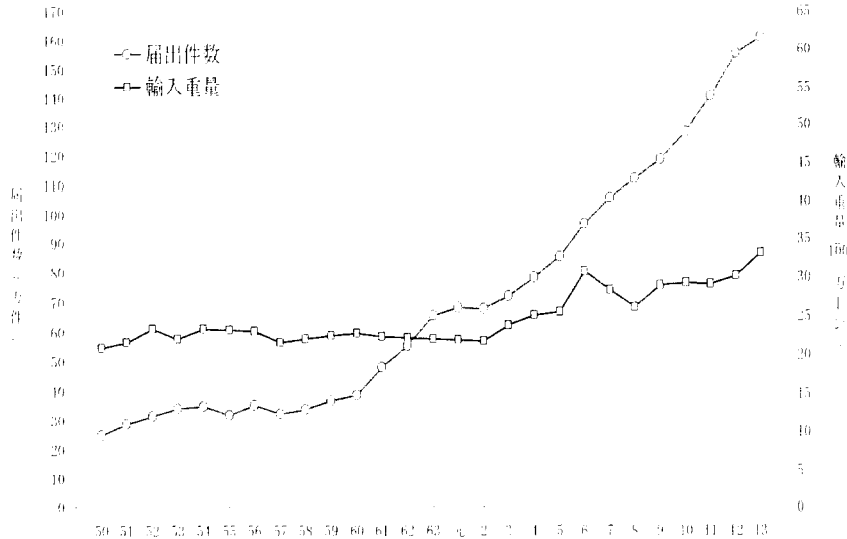
## リスクコミュニケーションの取組

- 意見交換会の開催
- 政府広報等による情報発信
- 食品の安全確保に向けた取組のホームページ「食品安全情報」の更新
- 既存の取組の着実な実施
  - ・規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(いわゆるパブリック・コメント)や審議会の公開、情報公開など



# 輸入食品の安全確保

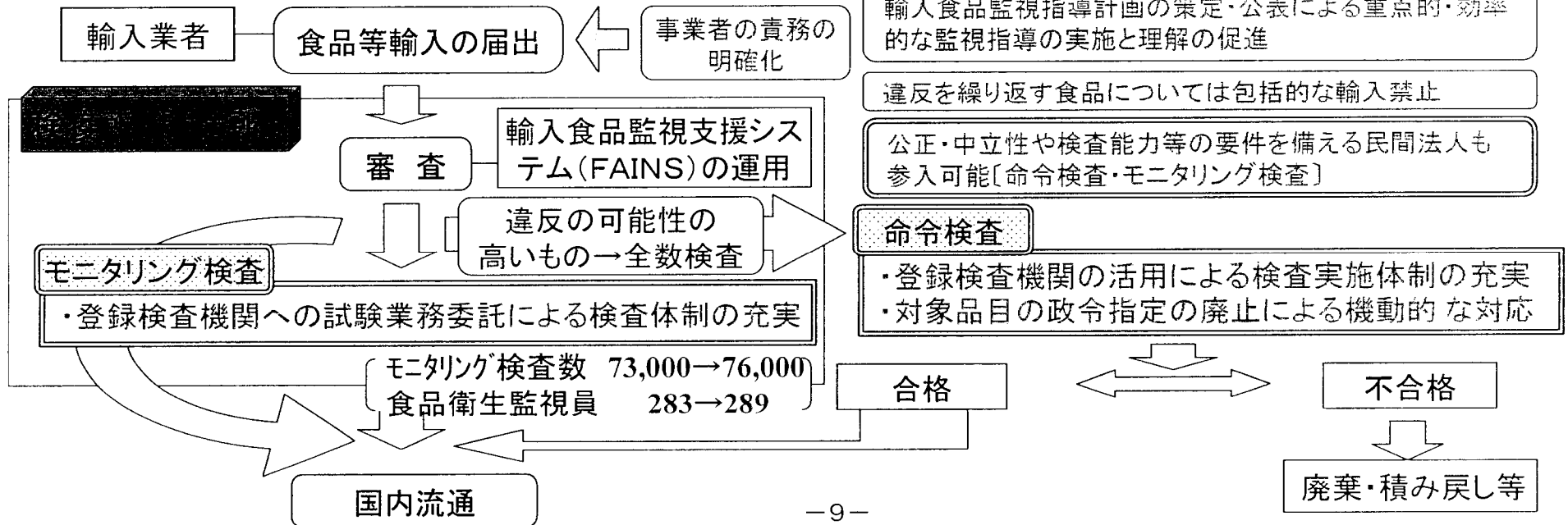
年次別輸入・届出数量の推移



## 輸入食品の現状

- ・平成14年  
輸入届出件数1,618,880件、重量33,202千トン  
届出件数の8.4%にあたる136,087件の検査を実施  
972件を食品衛生法違反として積み戻し又は廃棄  
(条文別分類違反件数)  
11条(規格基準)違反723件、10条(添加物)違反  
152件、8条(不衛生食品)違反103件など  
(食品分類による違反割合)  
農産食品の違反が多い

厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁停止措置の導入



## 表示制度を通じた食品の安全確保

### 食品の表示に関する共同会議

- 食品衛生法及びJAS法に共通する表示項目や表示方法等について検討を行う「食品の表示に関する共同会議」を設置（平成14年12月）

「賞味期限」と「品質保持期限」の用語を「賞味期限」に統一（平成15年7月）

### 相談窓口の一元化

- 食品衛生法とJAS法のどちらの質問にも回答できるような一元的な相談窓口の設置

- ・ 社団法人日本食品衛生協会
- ・ 独立行政法人農林水産消費技術センター

### アレルギー物質を含む食品の表示

- 過去に一定の頻度で重篤な健康被害を引き起こした原材料等を指定し、当該原材料が含まれている旨の表示の義務付けや表示の奨励を実施（平成13年）

表示が義務付けられている原材料	卵、乳、小麦、そば、落花生
表示が奨励されている原材料	あわび、いか、いくら、えび、オレンジ、かに、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

### 表示制度の普及に向けた取組

- 厚生労働省、農林水産省、公正取引委員会等と協力し、食品表示の各制度について一覧できるパンフレットを作成

# 食品添加物の安全確保

## 食品添加物の種類

- 指定添加物(345品目)
  - ・食品衛生法第10条に基づき、厚生労働大臣が定めたもの。食品衛生法施行規則別表第1に収載(ソルビン酸、キシリトールなど)
- 既存添加物(488品目)
  - ・平成7年の法改正の際に、我が国において既に使用され、長い食経験があるものについて、例外的に指定を受けることなく使用・販売等が認められたもの。既存添加物名簿に収載(クチナシ色素、柿タンニンなど)
- 天然香料(約600品目)
  - ・動植物から得られる天然の物質で、食品に香りを付ける目的で使用されるもの(バニラ香料、カニ香料など)
- 一般飲食物添加物(約100品目)
  - ・一般に飲食に供されているもので添加物として使用されるもの(イチゴジュース、寒天など)

## 食品添加物の表示

- 原則として食品に使用した添加物はすべて表示することを義務づけ

## 食品添加物の規格及び使用基準

- 必要に応じて規格や使用基準等を設定

## 既存添加物の安全性確保

- 既存添加物の安全性の見直しを推進し、問題のある添加物等の名簿からの消除

## 食品添加物の摂取状況

- 食品添加物の一日摂取量調査を実施。(マーケットバスケット調査等)



## 指定添加物の国際的整合化

- 国際的に安全性が確認され、汎用されている添加物の指定に向けた取組み
  - ①JECFAで国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認され、かつ、②米国及びEU諸国等で使用が広く認められており、国際的に必要性が高いと考えられる46品目及び香料については、国が主体となって安全性データの収集、分析を行うなど指定に向けた取組みを推進

# 食品中の残留農薬等の安全確保

## 基準等の策定

○食品規格の一つとして、食品に残留する農薬、飼料添加物、動物用医薬品の残留基準を設定

- ・242農薬、30動物用医薬品に残留基準を設定
- ・平成18年5月までに基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を禁止する制度(ポジティブリスト制)への移行

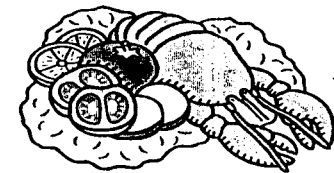
○分析法の開発



## 残留実態、摂取量把握

○農薬、動物用医薬品等の残留実態調査(モニタリング調査)

○農薬の摂取量調査(マーケットバスケット調査)



## 消費者等への情報提供

○ホームページ等を通じた情報の提供

- ・「食品中の残留農薬Q&A」、「動物用医薬品等の残留モニタリング検査結果」の公表

## 抗生物質耐性菌による食品の汚染防止

○食品中のVRE(バンコマイシン耐性腸球菌)調査